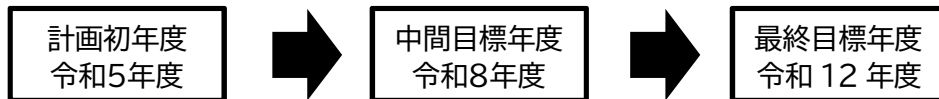


静岡市一般廃棄物処理基本計画の改定について

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画であり、静岡市では平成 31 年 3 月に現行計画を策定しました。国の方針により、おおむね 5 年ごとに改定することとされており、今年見直しを行います。本計画は、家庭ごみ・事業系ごみをテーマとする「ごみ処理基本計画」と、生活排水処理をテーマとする「生活排水処理基本計画」からなります。

<計画期間>



【ごみ処理基本計画】

1-1) ごみの「これまで」について

家庭ごみ・事業系ごみの排出量についての現状と目標との比較は以下のとおりです。なお、令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、コロナ禍前の令和元年度にて評価を行います。

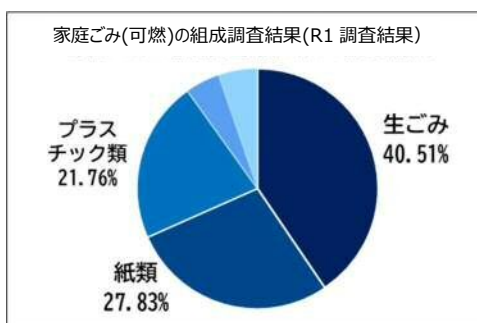
項目	令和元年度 (2019 年度) 実績	令和元年度 (2019 年度) 目標	このまま推移 すると…?	令和 8 年度 (2026 年度) 現状推移	令和 8 年度 (2026 年度) 目標
家庭ごみ総排出量 (資源ごみ含む)	661 (g/人日)	640 <未達成>	R1 比 ▲ 4% →	635 (g/人日)	560 <未達成>
事業系ごみ 総排出量	68,272 (t/年)	67,527 <未達成>	▲ 4% →	65,401 (t/年)	56,893 <未達成>
ごみ総排出量 (家庭ごみ+事業系ごみ)	928 (g/人日)	904 <未達成>	▲ 3% →	905 (g/人日)	792 <未達成>

⇒上記のとおり、令和元年度時点で目標を達成できていません。いずれのごみについても、「**減量割合**」が**伸び悩んでおり、現状施策の延長だけでは、令和 8 年度の目標達成も困難です。**

<参考>ごみ総排出量の他市事例について 令和元年度政令市平均：938g/人日 最小：川崎市 804g/人日（参考：環境省実態調査）

可燃ごみ減量のポイント

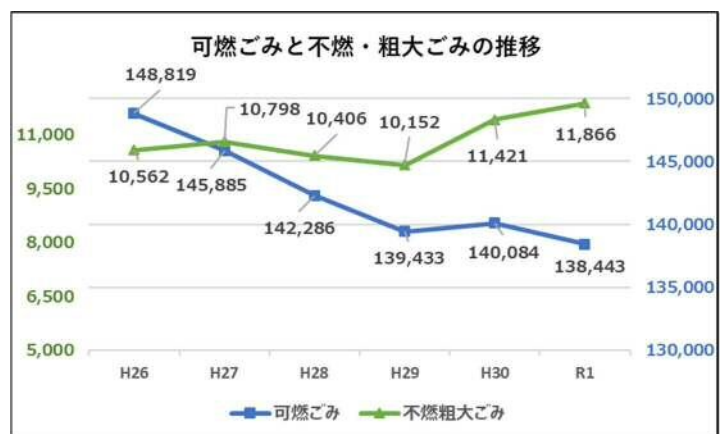
下記グラフは、静岡市にて実施している「家庭ごみの組成調査」の令和元年度調査結果です。このように、生ごみ・紙ごみ・プラスチックごみで家庭ごみ全体の約 9 割を占めます。この 3 種類のごみを減らすことが、ごみの減量化に効果的であるとわかります。



不燃粗大ごみ減量のポイント

下記グラフは、平成 26 年から令和元年の家庭から排出された可燃ごみと不燃粗大ごみの排出量の推移です。排出量では可燃ごみがはるかに大きいですが、減少傾向にあります。

一方で不燃粗大ごみについては、排出量は少ないものの、近年は横ばい・増加傾向にあります。このことから、不燃粗大ごみを減らすことが、ごみの総排出量の減少にも効果的であるとわかります。



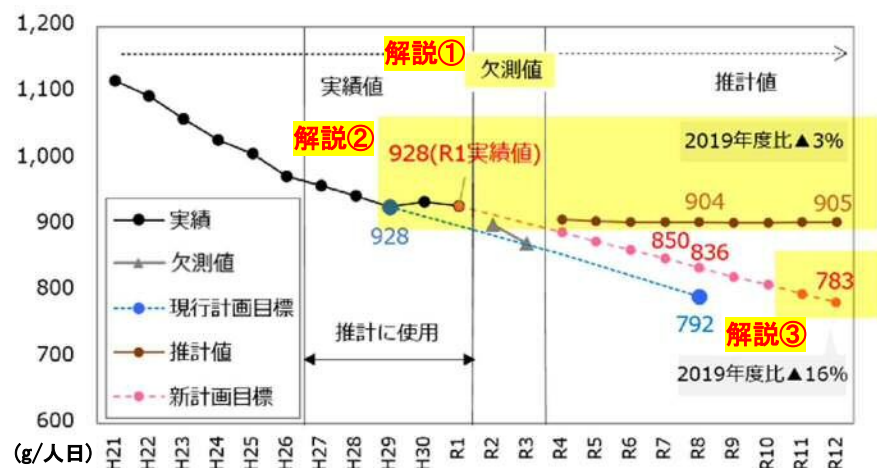
Q.組成調査とは？

A.市職員により毎年実施している調査です。清掃工場に搬入されたごみ 100kg 分について、開封し、中に入っていたごみを分別することで、どんなごみがどのくらいあったかを調査しています。

1-2) ごみの「これから」について

家庭ごみ・事業系ごみの排出量の推移から将来のごみ量を推計しました。また、今回の計画で設定する目標値も記載し、新たな計画期間内にどの程度のごみ量を減らす必要があるのかを確認します。

目標：ごみ総排出量（家庭ごみ+集団資源回収+事業系ごみ）の減量化



<ごみ総排出量目標>

現計画目標	新計画目標
R8 : 792g/人日	⇒ 836g/人日
R12 : 設定なし	⇒ 783g/人日

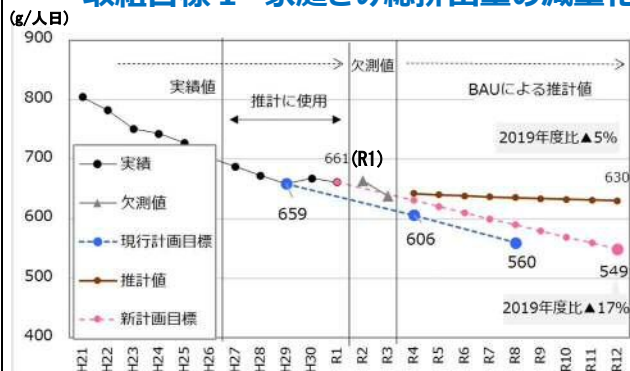
<家庭ごみ総排出量>

現計画目標	新計画目標
R8 : 560g/人日	⇒ 590g/人日
R12 : 設定なし	⇒ 549g/人日

<事業系ごみ排出量>

現計画目標	新計画目標
R8 : 56,893t	⇒ 60,017t
R12 : 設定なし	⇒ 55,300t

取組目標 1 家庭ごみ総排出量の減量化



取組目標 2 事業系ごみ排出量の減量化



解説①

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、事業者に対する休業要請等により事業系ごみが異常に減少するなど、ごみ総排出量にも大きな影響を与えました。このため、同年度については将来推計に使用せず、欠測値として扱うこととしました。

解説②

平成29年度までは順調にごみが減少していましたが、平成30年度は微増、令和元年度は微減と、近年のごみ減量割合は伸び悩んでいます。この傾向のままごみ量が推移した場合、令和12年度まででのごみ量は令和元年度比3%減量に留まるなど、ほぼ現状と変わらないと推測されます。なお、平成30年度及び令和元年度は台風による災害ごみの影響を受けています。

解説③

今回の計画では、令和12年度におけるごみ総排出量の目標値を783g/人日とします。家庭ごみ総排出量、事業系ごみ排出量の双方において、前計画より下方修正となりますが、家庭ごみ及び事業系ごみを将来推計より約16%削減することにより、国の定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」の目標値（令和7年度時点で850g/人日）を達成することを目指したもので、高い目標設定を維持しています。具体的には、令和元年度実績値の928g/人日から約145g減量する必要があります。これはおおよそバナナ1本分の重さです。

2) 計画の具体的な内容について

平成 29 年度までは順調にごみが減少していたことから、現行施策に一定の効果があったことがわかりますが、現行施策の継続だけではごみ量の目標達成は困難であり、更なる施策が求められています。加えて、令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和 4 年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など、現計画以後に施行された廃棄物に関わる重要な法律への対応も求められています。こうした点を踏まえ、別表のとおり現計画を踏襲しつつ、よりわかりやすく、より効果的な施策体系となるよう、計画を改定します。また、**新計画では以下の 4 つを重要な施策として位置付け、「循環型都市しずおか」の実現を目指します。**

重要な施策①「市民、事業者、市の三者連携の強化によるごみ減量」

可燃ごみのポイント

不燃粗大ごみのポイント

○マークは
新規拡充

ごみの減量は**市民・事業者・市の三者が連携し実施する必要があります。**このため、市は、市民・事業者双方のごみ減量やリサイクルへの意識が高まるような施策を実施します。また、**事業者が自ら実施する「環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制」などのごみ減量やリサイクルにつながるサービス・商品等**について、市は SNS などの広報媒体を活用して積極的に紹介するなど、必要な支援を行います。市民はこれらの情報を入手・活用するなどにより、ごみの減量に取り組めます。このように、ごみ減量に向けて三者の連携を強化します。

例えば・・・企業と連携した出前授業、○連携協定の締結(民間活力、リユース市場の活用)、○市民・事業者向けのセミナーの開催

重要な施策②「食品ロス、生ごみの削減」

可燃ごみのポイント

家庭からの可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量に向けて、企業と協働した出前授業やフードドライブキャンペーンの実施、静岡市資源循環啓発施設におけるごみ減量啓発講座等により、食品ロスの削減に取り組みます。また、**当該施策を食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく取組として位置付けます。**

例えば・・・○食ロスに取り組む企業と連携した啓発・イベントの実施、○フードドライブキャンペーンの実施

重要な施策③「プラスチックごみの削減」

可燃ごみのポイント

プラスチックごみの削減に向けて、出前授業や静岡市資源循環啓発施設での講座、イベントを通じた啓発により、市民・事業者の使い捨てプラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進します。また、**現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和7年度までに具体的な方針を示します。**

例えば・・・プラスチック削減に取り組む企業と連携した啓発・イベントの実施、○プラスチックの分別収集の実施検討

重要な施策④「事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導」

これまでリサイクル技術はあるものの市の許可がなく事業者が実施できなかったりリサイクルについて、必要に応じて新たな許可ができるように改めます。これにより、**市内事業者から発生するごみ(一般廃棄物)の更なる再資源化、焼却量の減少を目指します。**

例えば・・・○事業系一廃に該当する生ごみの堆肥化や木材のチップ化など、これまで許可がなく実施できなかった新たなリサイクルルートの確立

【生活排水処理基本計画】

現行計画では、「環境負荷の少ない快適な水環境の推進」に向けた各種施策を推進してきました。結果、目標の達成状況は、生活排水処理率、浄化槽設置基数、水洗化戸数ともにおおむね順調に推移しており、新計画においては、合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続を促進させることで、令和 12 年度の生活排水処理率を 92.6%とすることを目標とします。

現行計画

基本施策	施策
基本施策 1 静岡版「もったいない運動」の推進	施策 1 情報の共有化、環境教育・意識啓発の推進
	施策 2 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり
	施策 3 家庭ごみの減量化
	施策 4 集団資源回収等への積極的な取組
	施策 5 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討
	施策 6 家庭ごみ有料化の検討
	施策 7 小型家電リサイクルの実施
基本施策 2 事業系ごみの減量化・再資源化	施策 1 情報の共有化、意識啓発の推進
	施策 2 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり
	施策 3 事業系ごみの減量化・資源化の推進
	施策 4 自己処理責任の徹底
基本施策 3 適正な収集運搬・処理体制の整備	施策 1 収集運搬体制の整備
	施策 2 中間処理体制の整備
	施策 3 最終処分場の整備
基本施策 4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組	施策 1 清掃工場での余熱利用
	施策 2 熔融スラグの有効利用
基本施策 5 廃棄物適正処理の徹底	施策 1 不法投棄対策
	施策 2 区域外処理
	施策 3 取扱困難廃棄物の処理
	施策 4 災害廃棄物の処理

新規項目の追加

並び替え

継続

追新追加

継続

次期計画 (案)

どんなごみを減らすのかわかりにくかった点を改善しました

基本施策	施策
基本施策 1 静岡版「もったいない運動」の推進	施策 1 食品ロス、生ごみの削減
	施策 2 プラスチックごみの削減
	施策 3 紙ごみの削減
	施策 4 その他家庭ごみの削減・4 R の推進
	施策 5 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり
	施策 6 情報発信・環境教育・意識啓発の推進
	施策 7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討
基本施策 2 事業系ごみの減量化・再資源化	施策 1 事業系ごみの減量化・再資源化の推進
	施策 2 自己処理責任の徹底
	施策 3 4 R 推進に向けた協働の推進・体制づくり
	施策 4 情報発信、意識啓発の推進
基本施策 3 適正な収集運搬・処理体制の整備	施策 1 収集運搬体制の整備
	施策 2 中間処理体制の整備
	施策 3 最終処分場の整備
基本施策 4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組	施策 1 清掃工場での余熱利用
	施策 2 熔融スラグの有効利用
	施策 3 プラスチックごみ焼却の抑制
基本施策 5 廃棄物適正処理の徹底	施策 1 不法投棄対策
	施策 2 区域外処理
	施策 3 取扱困難廃棄物の処理
	施策 4 災害廃棄物の処理

事業者自らで行うごみ減量に重点を置き、並び替えました。

焼却工場でのプラスチック焼却の抑制について検討をはじめます

★マークは重要施策

○マークは新規拡充

取組

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | ① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上 ★○ | ② 生ごみの減量化 |
| 2 | ① プラスチックの減量化
② 環境配慮型製品等の利用促進 | ③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討 ★○
④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進 ★ |
| 3 | ① 紙ごみの減量化 | ② 古紙の集団資源回収等への積極的な支援 |
| 4 | ① 集団資源回収等への積極的な支援（一部再掲）
② 小型家電リサイクルの実施 | ③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進 ★ |
| 5 | ① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量 ★
② 市民意見の聴取
③ 環境美化活動の推進 | ④ 廃棄物減量等推進員活動の推進
⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲） ★ |
| 6 | ① 市広報媒体による情報の共有化
② 環境教育の推進、環境意識の向上 | ③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知 |
| 7 | ① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（一部再掲）★○ | ② 家庭ごみの有料化の検討 ★ |
| 1 | ① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進
② 多量排出事業所への指導の徹底 | ③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底
④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導 ★○ |
| 2 | ① 自己処理責任の周知
② 搬入調査実施の徹底
③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する周知・指導の徹底 | ④ 事業系ごみ処理手数料の見直し
⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討
⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目 |
| 3 | ① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量（再掲）★
② 事業者意見の聴取（再掲） | ③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲） |
| 4 | 事業者におけるごみ減量やリサイクルの取組の紹介 | |
| 1 | ① 家庭ごみの収集運搬体制の整備 ★○
② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方 ★○
③ 優良事業者（許可業者）制度の活用 | ④ （一財）静岡市環境公社の経営基盤の確立
⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（再掲）★○ |
| 2 | ① 沼上清掃工場の整備
② 西ヶ谷清掃工場の整備
③ 沼上資源循環センターの整備 | ④ 効率的な施設の運営
⑤ 一般廃棄物中間処分量の許可と施設設置許可のあり方 ★○
⑥ 清水清掃工場の跡地整備 |
| 3 | 新たな最終処分場の整備 | |
| 1 | ① 余熱利用等による発電の実施 | ② その他の余熱利用 |
| 2 | ① 本市公共工事での利用 | ② 新たな有効活用ルートの実験 |
| 3 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応 ★○ | |
| 1 | ① 防止対策の徹底
② 不法投棄物の処理 | ③ 関係機関との連携 |
| 2 | 区域外処理の周知 | |
| 3 | ① 法定処理困難物等の適正処理
② 在宅医療廃棄物の処理 | ③ 路上小動物死体の処理 |
| 4 | 個別マニュアルの整理・相互協力体制の構築 ★ | |